別表第九第五百四号の次に次の一号を加える。

五百四の二　三―ブロモ―一―プロペン（別名臭化アリル）

別表第九第五百十六号の次に次の二号を加える。

五百十六の二　ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム

五百十六の三　ヘキサフルオロプロペン

別表第九第五百三十号を次のように改める。

五百三十　ペルフルオロオクタン酸及びそのアンモニウム塩

別表第九第五百八十二号の次に次の二号を加える。

五百八十二の二　メチルナフタレン

五百八十二の三　二―メチル―五―ニトロアニリン

別表第九第五百八十八号の次に次の一号を加える。

五百八十八の二　N―メチル―二―ピロリドン

別表第九第六百五号及び第六百六号を次のように改める。

六百五　削除

六百六　沃素及びその化合物

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年三月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の労働安全衛生法施行令第十八条第一号及び第二号に掲げる物（この政令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条第一号及び第二号に掲げる物に該当するものを除く。）であって、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成二十九年八月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年二月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十一号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項から第五項まで、第六条第二項第三号、第十五条第一項ただし書及び第二十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「六のイの⑷の1の項」を「六のイの⑶の1の項、⑷の1の項」に改め、同条第三号中「別表第一の表二の第二の⑵、⑷の1の項、⑹、⑻、⑿、⒀、⒄及び⒅」を「別表第一の表二の第二の⑷、⑺の1の項、⑻、⑽、⑿、⒃、⒄、⒇、㉕及び㉖」に改める。

別表第一の表一の第一の一のイ中「がんかも目」を「かも目」に改め、同表の第一の一のイの⑴中「がんかも科」を「かも科」に改め、同表の第一の一のホ中「わしたか科」を「たか科」に改め、同表の第一の一のホの⑴中「わしたか目」を「たか目」に改め、同表の第一の一に次のように加える。

二　齧歯目	
⑴　ねずみ科	
1	*Diplothrix legata*（ケナガネズミ）
2	*Tokudaia muenninki*（オキナワトゲネズミ）
3	*Tokudaia osimensis*（アマミトゲネズミ）
4	*Tokudaia tokunoshimensis*（トクノシマトゲネズミ）

別表第一の表二の第一の三のイに次のように加える。

⑵　かなへび科	
1	*Takydromus toyamai*（ミヤコカナヘビ）

別表第一の表二の第一の四のイに次のように加える。

⑵　いもり科	
1	*Echinotrion andersoni*（イボイモリ）

別表第一の表二の第一の四中イをロとし、その前に次のように加える。

イ　無尾目	
⑴　あかがえる科	
1	*Babina holsti*（ホルストガエル）
2	*Babina subaspera*（オットンガエル）
3	*Limnonectes namiyei*（ナミエガエル）
4	*Odorrana ishikawae*（オキナワイシカワガエル）
5	*Odorrana splendida*（アマミイシカワガエル）

別表第一の表二の第一の五のイの⑴の1の項中「*Leptobotia curta*」を「*Parabotia curtus*」に改め、同表の第一の六のイの⑶中6の項を7の項とし、2の項から5の項までを一項ずつ繰り下げ、1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	*Agapanthia japonica*（フサヒゲルリカミキリ）

別表第一の表二の第一の六のイの⑷に次の一項を加える。

5	*Hydaticus thermonectoides*（マダラシマゲンゴロウ）